

# 告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）交通安全対策について

出入口№.1の平場駐車場は市道二二三九号線からの出入りで渋滞の心配はないでしょうか。開発道路からの出入りに変更できないのでしょうか。検討してほしいと思います。

歩行者、自転車の来客が多いと思います。高齢者もゆっくりと歩いてくる人も多いので、十分に安全対策を講じて下さい。自転車も非常に多くなると思いますがマナーをきちんと守って歩道に駐輪させないように注意を徹底し、併せて十分な駐輪スペースを確保して下さい。

（二）騒音、臭気、低周波対策について

揚げ物など、油の臭いが相当出ると思います。近隣住宅へいかにように十分に対策をとって下さい。

騒音の測定(予測)では環境基準内に収まるので問題ないとしていますが、現在の測定はしていないようですが、この地域は大変静かな環境です。環境基準内だからいいのではなく、少しでも現在の環境を守る対策を講じて下さい。

現在低周波による苦情が発生するケースが出てきています。二十四時間稼働の冷蔵・冷凍室外機及びキュービクル等が原因ではないかといわれています。環境基準はまだ国で定めていないとのことですが指針が示されていると聞いています。他の店舗では苦情は出ていないでしょうか。個人差が大きいとされていますが、大変な苦痛となります。発生させない対策を十分に講じて下さい。（位置の変更等も必要があれば検討して下さい。）

平成二十二年十月十五日から平成二十二年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター